

東労発基 0818 第 2 号
令和 8 年 8 月 18 日

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 浩二 殿

東京労働局労働基準部長

ビルメンテナンス業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進につきまして、御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和 8 年の都内においてビルメンテナンス業では、労働災害により 7 月末時点速報値で、3 名の尊い命が失われ、同じく休業 4 日以上之死傷者数が 342 名と前年同期比 13.2% の増加と、統計の集計を開始して以降で過去最多のペースで発生しており、非常に憂慮すべき状況となっています。

死亡災害については、階段、仮設物・構築物からの墜落・転落が 2 件、交通事故（後方からひかれ）が 1 件となっています。また、休業 4 日以上之死傷災害については、転倒が最も多く全体の 46.2% を占めており、そのうち 60 歳以上の被災者が 69.6% を占め、高年齢者の労働災害が多発しています。

令和 7 年 5 月に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月に「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「エイジフレンドリー指針」という。）が公表され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されており、厚生労働省では、「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の安全衛生対策に取り組む中小企業事業者を支援しています。

つきましては、傘下会員事業場を始めとする都内のビルメンテナンス業者に対し、下記の事項を徹底の上、別添の資料を活用等し、労働災害防止のために、一層の対策の強化をお願いいたします。あわせて、エイジフレンドリー補助金の活用についても周知をお願いいたします。

記

- 1 経営トップによる死亡災害の撲滅に向けた強い決意の発信
- 2 エイジフレンドリー指針に基づく、高年齢者等の転倒等による労働災害防止対策の徹底

3 労働災害発生状況（事例）等を盛り込んだ、安全衛生意識の向上等を目指す
安全衛生教育の実施

<別添>

- 1 ビルメンテナンス業「死亡災害、転倒災害が増加しています！」
- 2 令和8年4月から「高年齢者の労働災害防止のための措置」が事業者の努力義務となります
- 3 エイジフレンドリー指針
- 4 ヘルシーボディを目指しましょう！
- 5 令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

<第三次産業（ビルメンテナンス業）向け資料の情報>

ビルメンテナンス業リーフレット

ビルメンテナンス業ショート動画

高年齢者対策
（東京労働局 HP）

エイジフレンドリー補助金



<エイジフレンドリー指針の情報>

指針の解説動画

指針のショート動画

リスクアセスメント

体力チェックの方法



東労発基 0818 第 2 号
令和 8 年 8 月 18 日

一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協会
会長 佐元 正之 殿

東京労働局労働基準部長

ビルメンテナンス業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進につきまして、御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和 8 年の都内においてビルメンテナンス業では、労働災害により 7 月末時点速報値で、3 名の尊い命が失われ、同じく休業 4 日以上之死傷者数が 342 名と前年同期比 13.2% の増加と、統計の集計を開始して以降で過去最多のペースで発生しており、非常に憂慮すべき状況となっています。

死亡災害については、階段、仮設物・構築物からの墜落・転落が 2 件、交通事故（後方からひかれ）が 1 件となっています。また、休業 4 日以上之死傷災害については、転倒が最も多く全体の 46.2% を占めており、そのうち 60 歳以上の被災者が 69.6% を占め、高年齢者の労働災害が多発しています。

令和 7 年 5 月に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月に「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「エイジフレンドリー指針」という。）が公表され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されており、厚生労働省では、「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の安全衛生対策に取り組む中小企業事業者を支援しています。

つきましては、傘下会員事業場を始めとする都内のビルメンテナンス業者に対し、下記の事項を徹底の上、別添の資料を活用等し、労働災害防止のために、一層の対策の強化をお願いいたします。あわせて、エイジフレンドリー補助金の活用についても周知をお願いいたします。

記

- 1 経営トップによる死亡災害の撲滅に向けた強い決意の発信
- 2 エイジフレンドリー指針に基づく、高年齢者等の転倒等による労働災害防止対策の徹底

3 労働災害発生状況（事例）等を盛り込んだ、安全衛生意識の向上等を目指す安全衛生教育の実施

<別添>

- 1 ビルメンテナンス業「死亡災害、転倒災害が増加しています！」
- 2 令和8年4月から「高年齢者の労働災害防止のための措置」が事業者の努力義務となります
- 3 エイジフレンドリー指針
- 4 ヘルシーボディを目指しましょう！
- 5 令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

<第三次産業（ビルメンテナンス業）向け資料の情報>

ビルメンテナンス業リーフレット

ビルメンテナンス業ショート動画

高年齢者対策
（東京労働局 HP）

エイジフレンドリー補助金



<エイジフレンドリー指針の情報>

指針の解説動画

指針のショート動画

リスクアセスメント

体力チェックの方法

